

新型コロナウイルス感染症患者の退院（隔離解除）基準について

資料 1 - 3

国基準

- 【有症状者】**
- ①発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過
 - ②発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認
- 【無症状病原体保有者】**
- ③発症日から10日間経過
 - ④発症日から6日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認
- (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）)
- ※ 2回のPCR検査の結果、陽性であった場合であっても、**発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には退院可能**（国内外の知見によると、発熱等の症状が出てから7日～10日程度経つと、新型コロナウイルス感染者の感染性は急激に低下し、PCRで検出される場合でも、感染性は極めて低い）
- (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱いに関する質疑応答集（Q&A）)

米国疾病管理センター（CDC）、欧州CDC（ECDC）の検査によらない基準

- 【CDC】**
- 殆どのCOVID-19患者では、**発症後10日が経過し、かつ、少なくとも24時間の解熱（解熱剤を使用せずに）しており、かつ、他の症状が改善していれば、隔離と感染対策を中止**できる。
 - ただし、**重症患者および免疫不全の患者の一部が10日間を超えて複製能力のあるウイルスを再生する可能性がある**ので、そのような患者では**発症してから最大20日、隔離期間と感染対策を延長**する必要がある。
 - 症状がまったくみられない感染者については、PCRが最初に陽性となった日から10日後**に、隔離及び感染対策を中止することができる。
- 【ECDC】**
- 以下基準が満たされた場合、患者は隔離から解放（退院）
- 軽度／中等度：少なくとも72時間の発熱が解消され、発熱以外の症状が臨床的に改善、かつ、症状発現後10日間経過していること。**
 - 重症：少なくとも72時間の解熱と、発熱以外の症状の臨床的改善かつ発症後14日以上20日以内。**
 - 免疫不全：少なくとも72時間の解熱と、発熱以外の症状の臨床的改善かつ発症後20日以上経過していること。**
 - 無症候性：検体採取から10日後に隔離終了**
- * CDC、ECDCともに検査による解除基準は、呼吸器検体からの24時間あけた2回の陰性の確認

専門家のご意見

- ＜朝野座長＞
- 退院基準について、重症度による基準は示されていない。COVID-19の患者を必要以上に長期間隔離し、感染対策を行うことは、病床の不足に拍車をかけ、入院が必要な患者の治療機会を奪うこととなる。
 - 一方で、早期の隔離解除は、院内感染拡大の原因となりうる。そこで、**医療資源を有効かつ適正に運用するために重症度に応じた隔離と感染対策の解除基準を設定すべき**であると考え。この点についてはCDC、ECDCがエビデンスに基づく推奨を行っている。
 - CDC及びECDCの基準を参考に、COVID-19患者の隔離と感染対策の実施の検査によらない**解除の基準は以下が妥当**。

【軽症／中等症】発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院可能とする。

【重症および免疫不全】症状が現れてから少なくとも20日間経過しており、かつ解熱剤を使用せずに前回の発熱から72時間以上経過しており、かつ症状（咳、息切れなど）が改善された場合、隔離解除

【無症状】検体採取日から10日間経過した場合、退院可能とする。

- ＜倭委員＞
- 重症者で隔離解除をどうするかは明確な基準がない。現在の国基準は軽症、中等症、重症の違いに関係ない基準になっている。しかし、**重症者でも発症から14日が経過すると感染性はほぼなくなる**との専門家間の意見交換もある。
 - 当院では、重症者については気管挿管中であっても、発症後14日経過したらPCRあるいは抗原定量検査を施行し、2回連続陰性であれば隔離解除として対応し、陽性であればその後も引き続き検査を施行。**20日経過では2回陰性確認でき隔離解除となっているのが現状である。**
 - PCR検査施行なしであれば府の案に同意見である。

【大阪府の方針】

- 国基準や国外の知見も踏まえ、「**発症日から10日間経過し(重症、免疫不全の場合は20日間)、かつ、症状軽快（解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向）後72時間経過した場合**」は、**当該患者の退院（隔離解除）をすすめる旨をコロナ患者受入医療機関や非受入医療機関等、府民に対して周知するとともに、保健所への解除措置の徹底を行う。**